

福岡県障がい福祉分野就職支援金 貸付規程細則

(目的)

第1条 この細則は、福岡県障がい福祉分野就職支援金貸付規程（以下、「貸付規程」という。）第26条の規定に基づき、障がい福祉分野就職支援金の貸付けに当たり必要な事項につき定めることを目的とする。

(定義)

第1条の2 この細則において使用する用語の定義は、貸付規程において使用する用語の定義の例による。

(県の役割)

第2条 貸付規程第2条の知事の指導及び助言の内容は、次の各号に掲げるものをいう。

一 返還期間の承認

貸付規程第9条第2項に基づき、県社協が個別の事例ごとに同条第1項に規定する返還期間より長期の返還期間を設定しようとする場合、それを承認すること。

二 長期間所在不明者等に対する返還債務の裁量免除の承認

貸付規程第12条第2号に基づき、県社協が返還債務の全部又は一部を免除しようとする場合、その内容を承認すること。

三 その他知事が貸付事業の適切かつ効果的な実施に当たって必要と考える指導・助言を行うこと。

(貸付対象者等)

第3条 貸付対象者は、県内に住民登録をしている者又は県内において第3条第2号の障がい福祉職員として就労するに至った者若しくは就労を予定している者とし、離職した介護人材の再就職準備金及び介護分野就職支援金の貸付けを受けたことがある者は除くものとする。

なお、2以上の都道府県から重複して貸付けを受けることはできない。

また、貸付規程第3条第1号に掲げる研修は、公的職業訓練機関が実施するものに限らず、地方公共団体、民間企業等が行っているものを含むものとする。

2 貸付額は、貸付規程第3条第2号の障がい福祉職員として就職する際に必要となる次に掲げる経費に充当するものであり、貸付規程第3号第3号の障がい福祉分野就職支援金利用計画書により用途を確認した上で支給すること。

一 子どもの預け先を探す際の活動費

二 介護に係る軽微な情報収集や講習会参加経費、参考図書等の購入費

三 障がい福祉職員として働く際に必要となる靴や道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費

四 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用

五 通勤用の自転車又はバイクの購入費

六 その他、県社協会長が就職する際に必要となる経費として適当と認める経費

- 3 当該貸付事業は、貸付規程第3条第1号に掲げる研修を修了した後に貸付規程第3条第2号の障がい福祉職員として就職する際に貸し付けることを念頭に置いているが、就職と同時に研修を受講する場合は、研修修了後に貸付規程第15条第1号ロに規定する期限までに修了証を提出することを条件に、研修修了前に障がい福祉分野就職支援金を貸し付けることができるものとし、この場合、貸付規程第8条第1項第1号の「障がい福祉職員として就労した日」を「研修を修了した日」と読み替えるものとする。

(連帯保証人について)

第4条 貸付規程第6条第3項に規定する「本事業による貸付けに係る債務を弁済する能力を有する者」は、以下の要件を満たす者とする。

- 一 本貸付制度による貸付けを受けていない者であること。

(貸付金の支払方法について)

第5条 障がい福祉分野就職支援金は、貸付決定後、随時口座振込により支払うものとする。

(貸付契約の解除について)

第6条 貸付規程第7条第1項に規定する「資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったとき」は、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- 一 退職したとき。
- 二 心身の故障のため障がい福祉職員の業務に従事する見込みがなくなったと認められるとき。
- 三 死亡したとき。
- 四 その他障がい福祉分野就職支援金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(返還の債務の当然免除)

第7条 県社協会長は、貸付規程第8条の適用に当たっては、貸付けを受けた者の就労状況を定期的に把握した上で適切に行わなければならないものとする。

- 2 貸付規程第8条第1項第1号、第9条第1項、第11条第2号に規定する「その他やむを得ない事由」は、例えば育児休業等の貸付規程第8条に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であること。
- 3 貸付規程第8条第1項第1号に規定する返還免除対象期間の「2年」の計算については、次に掲げる方法を標準として県社協会長が定めることとする。

なお、ホームヘルパーの業務に従事した者に係る在職期間については、市町村及び有料職業紹介所の登録期間を含めることができるものとし、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとする。

- 一 2年 在職期間が通算720日以上であり、かつ、業務に従事した期間が360日以上

(返還について)

第8条 貸付規程第9条第1項第2号に係る返還は、本事業が貸付規程第8条に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることを鑑み、県社協会長は、その適用以前に、貸付けを受けた者に対して就労又は就労継続に係る相談支援等を行い、貸付規程第8条に基づく貸付額に係る返還の債務の免除ができるよう努めるものとする。

(返還の債務の裁量免除)

第9条 貸付規程第12条第1号及び第2号に係る返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人に請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。

また、貸付規程第12条第3号に係る返還の債務の裁量免除は、本事業が貸付規程第8条に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることを鑑み、その適用以前に、貸付けを受けた者に対して就労継続に係る相談支援等を行い、貸付規程第8条に基づく貸付額に係る返還の債務の免除ができるよう努めるものとする。

なお、貸付規程第12条第3号の返還の債務の裁量免除に当たっては、機械的に行うことなく、貸付けを受けた者の状況を十分把握の上、個別に適用することとし、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しないものとする。

- 2 裁量免除の額は、第6条第3項に規定する計算方法に基づき、県内において貸付規程第8条に規定する業務に従事した期間を360日で除して得た数値（この数値が1を超えるところは、1とする。）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

(貸付台帳の作成)

第10条 前条による貸付けの決定を行った者については、氏名、貸付決定日、貸付額等の貸付台帳を作成し、債権の状況等を整理するものとする。

附 則

この細則は、令和3年6月29日から施行する。